

3 東日本少年矯正医療・教育センターについて

関東医療少年院と神奈川医療少年院が統合された施設になります。

少年院は、家庭裁判所の審判で少年院送致と決定された少年を収容し、非行から立ち直らせるための教育（矯正教育といえます）を行う施設です。

少年院には第1種から第4種まで種類がありますが、神奈川医療少年院が第1種、第2種、関東医療少年院が第3種、第4種の指定を受けていますので、東日本少年矯正医療・教育センターは、全ての種類を持つ全国初の施設になります。

第1種少年院	保護処分の執行を受ける者であって、心身に著しい障害がないおおむね12歳以上23歳未満の者を収容する。
第2種少年院	保護処分の執行を受ける者であって、心身に著しい障害がなく犯罪的傾向が進んだおおむね16歳以上23歳未満の者を収容する。
第3種少年院	保護処分の執行を受ける者であって、心身に著しい障害があるおおむね12歳以上26歳未満の者を収容する。
第4種少年院	少年院において刑の執行を受ける者を収容する。

また、新施設は、関東医療少年院が指定される医療措置課程と神奈川医療少年院が指定される支援教育課程を併せ持つ施設となります。医療措置課程においては、何らかの医療的治療が必要な者（身体疾患や精神疾患のある者）を収容し、心身の疾患等の状況に応じた各種指導を、支援教育課程においては、知的障害や発達障害等がある者やその疑いのある者に対し、社会生活に必要な基本的な生活習慣や対人関係スキル等を身に付けさせる指導をしているのが特徴になります。

両課程ともに障害等により、自立が困難な者が多く、社会復帰には医療や福祉等との連携が必要となるため、社会福祉士や精神保健福祉士による専門的な調整が行われています。

